

〈住宅改修についての注意事項〉

①住宅改修は、被保険者の自立支援を目的とし、日常生活動作（※）を助けるためのものです。よって、趣味や嗜好といった本人の生きがいや生活を充実させるための場合や、本人にとっての習慣であってもそれがなくても日常生活に支障がない場合は、介護保険での住宅改修の支給対象外となります。（住宅改修は資産形成につながる一面を持つため、持ち家・賃貸の不均衡が生じないように、必要最小限の小規模なものとならざるを得ない。）また、単に老朽化や摩耗を理由とした改修も対象外となります。

※ここでいう日常生活動作とは、高齢者が在宅生活を続けていくための動作（食事を摂る、トイレへ行く、入浴する、外出する等本人の身のまわりの動作）を指します。

②保険の支給を受けるためには必ず事前の申請・承認が必要です。承認前に着工した場合は保険給付ができません。（今年度も申請前着工が発覚し、支給不可とした例あり。）

③事前申請書について、「住宅の所有者」の欄に記載があるか確認してください。所有者が被保険者本人ではない場合は、別途「住宅改修承諾書（※要押印）」を一緒に提出してください。

④申請中で認定が出ていない場合は、認定が出るまで支給申請ができません。また認定結果が「非該当」の場合は保険給付ができません。

⑤入院中や施設入所中は支給申請ができません。退院・退所後に申請してください。もしも退院・退所ができなかった場合は保険給付ができません。ご家族にその点を十分説明し、承諾を得てから施工してください。なお、入院・入所中に事前申請をされる場合は、理由書に退院・退所予定日を記載してください。

⑥住宅改修が必要な理由書の作成について、基本的には居宅介護支援事業所の介護支援専門員または包括支援センターの職員が作成してください。基本的には、どこにも関わっておられない被保険者の場合のみ、福祉住環境コーディネーター等の作成を認めることとします。

⑦住宅改修が必要な理由書（P1）において、「福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定」の欄には、現在使っている福祉用具（貸与・購入分のみで、住宅改修分は含めない。）と、住宅改修後に想定される福祉用具にしてください。（利用者の生活状況や介護状況を改善するためには住宅改修と福祉用具を一体的に考えていくことが重要になるため。）

⑧施工業者の選定について、介護支援専門員さんの方からできるだけ複数業者の中で選んでいただくようアドバイスをお願いします。

⑨事前申請の際、写真に改修後のイメージ図を入れていただきますようお願いいたします。段差の解消の場合は、段差の高さが分かるようスケール等をあてた状態で撮影してください。工事前の家の図面については、工事箇所だけではなく、被保険者本人の生活動線が分かり（特に居室からの位置関係）、改修の位置が確認できるものであるようにしてください。

工事後に添付していただく写真は、できるだけ事前申請の時と同じ角度で撮影した写真を添付してください。また段差解消にかかるスロープの設置や式台の設置等の場合は、できるだけネジ等によるビス止め部分が見えるように撮影した写真もつけてください。

写真にはカメラの機能等を用いて必ず日付を印字するようにしてください。印字ができない場合は、黒板等に日付を記載し写真に写りこませてください。

※Word等で任意の日付を記載することは認められません。

⑩工事見積書の書き方について、もう一度手引きを確認していただき、施行内容が詳しく分かるように作成してください。

⑪償還払いの際、支給申請書兼請求書に振込口座を記入していただきますが、原則として被保険者ご本人の口座を記入してください。

受領委任払いの際は、「委任状兼承諾書」を提出していただきますが、押印が必要となっておりますので再度ご確認をお願いします。

※受領委任払いについて

イ 保険料滞納による給付制限を受けていないこと

ロ 施工業者による受任が得られていること

が適用要件となっておりますので、ご注意ください。

⑫給付適正化の観点から、被保険者宅へ住宅改修の現地確認を行う場合があります。申請と異なる施工や、提出された書類と一致しない等、虚偽の申請が見受けられた場合、工事のやり直しや給付費の返還を求める場合があります。

⑬住宅改修の対象の可否について曖昧なケースについては個別に判断する場合がありますので、事前に広域連合にご相談くださるとその後の手続きがスムーズになりますので、ご協力をお願いいたします。